

平成28年度第1回黒石市総合教育会議議事録

◇開催日時 平成28年12月27日(火) 午後1時30分

◇開催場所 黒石市役所3階 庁議室

◇議事日程

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育委員会教育長あいさつ
- 4 議事
黒石市総合教育会議の運営について
- 5 その他
- 6 閉会

◇出席者

市長	高 樋 憲
教育長	山 内 孝 行
教育委員	村 上 良 子
教育委員	駒 井 順 一
教育委員	宇 野 元 雄
教育委員	鈴 木 美 香

◇説明のために出席した者の氏名

市長部局	総務部長	成 田 耕 作
	秘書課長	木 川 一 雄
	秘書課長補佐	村 元 富士子
教育委員会	教育部長	成 田 秀 範
	学校教育課長	藤 田 克 文
	学校教育課長補佐	西 塚 啓

◇会議の概要

開会 午後1時30分

高樋市長 定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回黒石市総合教育会議を開催いたします。

本日は、第1回目の会議となりますが、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4第6項の規定により、原則公開となりますので、よろしくお願いたします。進行につきましては、会議の主宰者であります私が務めさせていただきます。それでは、会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

市長あいさつ

高樋市長 本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。総合教育会議であります。平成27年度に新教育委員会制度が始まり、それに伴

いまして、首長が教育長を任命すること、教育大綱を市長サイドで作りに上げていくこと、そして、総合教育会議の開催において、教育に関する諸問題について協議していくというのが柱になっております。本来でありますともっと早くこの総合教育会議を立ち上げるべきだったのかもしれませんが、私といたしましては、新教育委員会に移行したうえでこの会議を開くべきだという認識のもとで、今日まで時間を費やしたわけでありまして、ことをご了承いただければと思います。

先般の議会において、新教育長に山内教育長がご承認になり、新しい体制になったわけでありまして。これまでも教育委員会に関わってきた委員の方々の各場面での対応は的確であったと認識させていただいておりますが、これからは、今まで以上にスピード感を持って、常に現場に思いをしながら、私がよく言う子どもたちにとって教育がどうあるべきかという視点での教育委員会としての歩みをしていただきたいと思っております。そういう意味においては、今回の委員の皆様に関しましては、おのおの各分野でご活躍されている方々ばかりでありますので、今後の教育委員会の歩みに対しては、大変期待を持っております。

この新教育委員会制度については、国が動き出したのには、いじめ・不登校等、学校現場で予期しない事案が多数起こる中で、行政ももっとしっかり教育委員会と一緒に問題解決に取り組めという大きな指示があると考えております。総合教育会議を通じて、皆さんと本音の議論をしながら黒石の宝である子どもたちの人財育成、その育ていく子どもたちの地元での活躍に結び付けていきたいと考えておりますので、今後ともなお一層のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

高樋市長 それでは引き続きまして、山内教育長にごあいさつをお願いいたします。

教育長あいさつ

山内教育長 皆さん、こんにちは。28年末12月のお忙しい時に皆様にお集まりいただき、大変ありがたく思っております。第1回黒石市総合教育会議に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

まず、この会議は、先ほど高樋市長が述べましたように、新教育委員会制度のもとの初の会議となりますが、趣旨等につきましては、市長が話された内容をくみながら、これからも引き続き会議を開催していくこととなりますので、委員の皆様方におかれましては、この後ご協力くださいますようお願い申し上げます。

さて、黒石市の教育の課題を具体的に申し上げますと大きなところでは適正配置がございます。私も就任以来1カ月になりますが、毎日目新しい会議や議会、各学校訪問等があり、毎日が身の引き締まる思いでいっぱいでございます。この1カ月の間に中学校3校のうちの2校の閉校式典に出席いたしました。それぞれに立派な式典でしたが、子どもたちや保護者の中には、これから迎える新黒石中学校にいささかの不安があるのかなと感じております。その中であって、子どもは子どもの中で育つという言葉がありますけれども、この適正配置をすることによって、子どもたちがお互いに磨き合って、子どもにとって良い適正配置であったと言えるよう取り組み、工夫がなされている一例を照会したいと思います。

教育委員会で行われている毎日の業務報告の中の一つとして、スクールバスの運行の事案があります。職員は現地に足を運んでバス停の場所、バス停付近の道路幅、歩く距離等について何回も議論を重ねております。また、生徒数が増えることによって部活動が豊かに行われることが期待されておりますが、遠距離からの通学に関しましては、何時ごろまでできるのか、帰宅時間が何時ごろになるのか等も考慮に入れ、スクールバスの時間帯の計画を緻密に積み上げております。このように、適

正配置一つ取りましても、子どもにとってやって良かったなという計画にするために、事前の工夫やいろんな知恵を出し合って課題を解決している毎日でございます。委員の皆様におかれましても、課題解決を図るために協力していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

出席者紹介

高樋市長 ありがとうございます。

本日は、第1回目の会議でありますので、この会議への出席者の紹介を庶務からお願いいたします。

〔秘書課長 会議出席者を紹介〕

議事 「黒石市総合教育会議の運営について」

高樋市長 それでは、さっそく、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、黒石市総合教育会議の運営についてでありますので、庶務から説明をお願いします。

総務部長 それでは座ったまま説明させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、先に総合教育会議について説明いたします。資料1をご覧ください。

この総合教育会議の設置の趣旨であります。市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、市の教育課題及び教育政策の方向性を共有し、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するために協議・調整を行う場として総合教育会議を設置するものであります。根拠法令であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4によるものでございます。この法律の概要であります。協議・調整事項として、大綱の策定、教育の条件整備その他学術及び文化振興のための重点的施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合の措置を規定しております。構成は、市長と教育委員会をもって構成することを、招集は、市長が招集することを、招集の要求は、教育委員会が協議すべき具体的事項を示して招集を求めることができることを、意見聴取では、関係者または学識経験者から意見を聴くことができることを、公開は、原則公開であること、ただし個人の秘密保持の必要があるとき、会議の公開が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があるときはこの限りでないことを、議事録は、遅滞なく作成し公表するよう努めることを、結果の尊重では、事務の調整が行われた事項は、調整結果を尊重する義務があることを、上記以外で会議運営に必要な事項は、総合教育会議で定めることをこの法律で規定してございます。

次に資料2をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋でございまして。ただいま、第1条の4の総合教育会議については説明したとおりでございますので省略いたします。上段の大綱の策定等についてご説明申し上げます。第1条の3第1項では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることを規定しております。この教育基本法第17条第1項は、政府が教育振興に関する施策について、基本的な計画を国会に報告し公表しなさいというものであります。それを参酌し、つまりそれを参考にして定めなさいということでございます。第2項は、地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議することを、第3項では、大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ

れを公表することを、第4項は、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないことを規定しておりますが、これは、第21条は、教育委員会の職務権限を規定してございます。その事務の管理や執行は、市長に権限を与えるものと解釈してはならないということでございます。つまり、これまでどおり教育委員会は、その事務の管理や執行の権限は有するというところでございます。

次に、この法律に基づいた黒石市総合教育会議運営要綱案について説明いたします。まず、第1条趣旨であります。この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、黒石市総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものであります。第2条は、構成員について、第3条第1項は、会議は市長が招集することを、第2項は、教育委員会が市長に対し、会議の招集を求めることができることを、第3項は、市長が会議の議長となり、議事を整理することについて規定しております。第4条は、協議事項についてであります。第1号は、総合的な施策の大綱の策定に関する事項、第2号は、予算や条例に関し市長と教育委員会で調整と連携を図ることが必要と認められる事項、第3号は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項、第4号は、前3号に掲げるもののほか、協議・調整を図ることが必要と認められる事項で、協議事項は、市長が決定することを規定しております。第5条は、会議の公開についてであります。第1項は、会議は、公開することを定め、第2項は、次の各号に掲げる場合は公開しないことを定めております。第1号は、協議事項に個人情報を含む場合であって会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるとき、第2号は、協議事項が教育予算その他議会の議決を経るべき議案に係るものであるとき、第3号は、会議の構成が害されるおそれがあると認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことを定めております。第6条は、傍聴について定めております。第1項は、会議は傍聴できることを、第2項は、傍聴者に対し、必要な指示をすることを、第3項は、傍聴者の人数制限をすることができることを、第4項は、傍聴することができない該当者について、第5項は、傍聴人の遵守すべき事項、第6項は、非公開としたときは、傍聴人に退場を命ずること、第7項は、第5項の規定に違反したとき制止し、命令に従わない場合は、退場を命ずることを規定しております。第7条は、議事録について、これを作成し、公表すること、第8条は、庶務について、総務部秘書課において処理し、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができることを規定しております。第9条その他は、要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定めることを規定しております。私からは以上です。

高樋市長 ただいま説明がありましたけれども、これにつきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。

高樋市長 どうでしょうか。何でもよろしいですので、ご質問・ご意見ございませんか。よろしいですか。

宇野委員 はい。

高樋市長 それでは、宇野委員どうぞ。

宇野委員 これから、大綱の策定ということでは、新教育委員会制度がスタートするに当たっては、是非、高樋市長の強い思いを具体的に載せていただきたいと思います。

高樋市長 今回のこの要綱についてはよろしいですか。

宇野委員 はい。

高樋市長 その他にございませんか。

(なし)

高樋市長 それでは、ただいま説明がありました黒石市総合教育会議運営要綱に基づいて、今後の会議を進めさせていただくことといたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日の会議の議事録の署名者を指名させていただきます。宇野委員にお願いいたします。

宇野委員 はい。

高樋市長 それでは、この要綱は、平成28年12月27日今日から施行されることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

その他 意見交換

高樋市長 先ほど宇野委員からも教育大綱というお話がありましたけれども、これから私どもの方で作成し委員の皆様方に審査していただくことになるわけですが、それに先立ちまして、委員の皆様お一人お一人からご意見を伺えればと考えております。

本来でありますと教育大綱を私どもの方で早めに準備して、今日皆様方にご提示できればよかったですのですが、私自身としましては、まず、皆様方のご意見をお聞きした上でしっかりした教育大綱を作り上げて、その上で皆様方に審査していただきたい、そういう気持ちでございました。どちらかと申しますと、こういう難しい表現のものは、市民の立場から見ますと今まで縁遠かったと思うのです。我々には直接関係ないとかというような、それはいいことではなかったと思うのですが、教育大綱というのは、教育の一番大切な部分として市民みんなが共有できるようなものでなければ実効性が伴っていかないんだと思います。そういう意味では、私どもの方でも、まず、言葉の使い方等も堅苦しい話ではなく噛み砕いて、市民がわかりやすいものにしていきたいというのが一つです。

また、他の総合教育会議等においては、これは一つの例ですが、教育大綱の中に図書館を活用するといったような地域の独自性を入れている大綱も出てきています。私としては、黒石の一番大切な教育のため、先人の方々がご努力され築き上げてきた黒石の歴史を大切にしながらも、もっともっと市民みんなで取り組めるような教育大綱にしていきたいと考えておりました。その辺を踏まえて、各委員の方々からお話を伺いたいと考えております。

まずは、山内教育長からお願いします。

山内教育長 今、高樋市長が話されたように、黒石市は歴史と文化が深い市でございまして、その文化の豊かさなども、市民憲章を始めとして色々な市民の会合で謳われているところです。教育委員会といたしましては、毎年、教育政策の柱として、4つの柱を述べておりますけれども、それらを変えるということではなくて、引き継ぎ継承するとともに、市長が言われたように、わかりやすい表現、親しみやすい表現を心がけて、広く市民の方々にご理解をいただけるような教育大綱づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、教育委員会の中におきましても、方針と重点、更には反省等を活かしながら、これから1年ということではなくて、ある程度数年にわたって継続できるような内容を心がけた大綱の作成のため、市長と一緒に検討しながら、皆さんが納得できるものを作って市民にお知らせしたいと考えております。以上です。

高樋市長 ありがとうございます。次に村上委員、お願いします。

村上委員 市長と教育長の話聞いて、私も同じ考えをもっております。

黒石市はお寺を始めとして色々な文化施設があり、農業が盛んな地域であり、健

康都市宣言もしております。そこで、歴史文化と食育を組み入れて、形のある歴史的な文化施設や食を通じて心身を育て上げることなど、表現を工夫した教育大綱ができたと思います。以上です。

高樋市長 ありがとうございます。次に駒井委員、お願いします。

駒井委員 新教育委員会制度になって教育大綱というのが出てきましたが、今までも、方針とか色々あったわけで、それなりに似かよったものができるのではと思ってしまいうんですけれども、そうではなくて、もうちょっと斬新な、より具体的な、私が夢に思う、たとえば、今、UPる先生とかが指導してやっていますが、UPる塾というのを産業会館でやっていて、私もちょっと見てきたんですが、先生がすごく熱心にやられていて、弘大の学生も参加してやっているんです。そこで、たとえば一つの例として、数学をUPる先生で伸ばして、数学の強いまち黒石とかそういう少しでも具体的に学力がアップするようなものを組み込んだ大綱ができれば最高だなというふうに考えます。以上です。

高樋市長 ありがとうございます。次に宇野委員、お願いします。

宇野委員 先ほど市長が言われたように、やはり、わかりやすい表現で作っていく、そして、子どもを育てる、人材を育成するには学校だけではいけない、家庭も地域も関係機関も全てで共有して課題解決にあたっていかなければいけない。そういう意味では、子ども一人一人を大切にしていきたいと思います。やはり、課題を共有する、その課題解決に向かって、あらゆる関係機関が全力で協力して進めていく、そういうような大綱であってほしいと思います。以上です。

高樋市長 ありがとうございます。次に鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 私も、先ほどおっしゃっていただいたように、わかりやすく皆さんに知らせていくためには、保護者の方々だけではなく、市民一体となってやっていくのが大切だと思います。保護者としては、小学校・中学校が終わればもう関係ないかなと思う方が結構いらっしゃるんですね。そういう方にも、それ以外の方々にも少しでも知ってもらえるようにしていければいいと思っています。以上です。

高樋市長 ありがとうございます。

私自身も、市の仕事をさせていただいて力を入れさせていただいています地区連絡協議会コミュニティ、黒石力を強めていくという部分を今少しずつ協議させていただいておりますけれども、そのこととも教育は繋がっていく話なんですよね。ですから今、鈴木委員の話にもありましたけれども、子どもたちが卒業してしまえば我関せずではなく、黒石市民として常に関わっていくようなそういう体制づくりにしていくのが、今、皆様方からいただいたご意見に対して応えていける大綱になっていくのかなあという感じがしております。

今日、皆様方からいただいたご意見を参考にさせていただき、大綱のたたき台を作りまして、次の会議では皆様のご意見を伺った上で、大綱として確立させていただきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

この際ですので、その他にご意見やご要望等ございましたら、何でもよろしいですのでございませんか。

(なし)

高樋市長 よろしいですか。

それでは、短い時間ではありましたが、皆様方からは貴重なご意見をいただきました。総合教育会議が、市民の皆様方からしっかり機能しているなあと評価していただけるように、私どももこれから努力していきたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、各分野で専門性を持っている方々でありますので、その専門性の部分でもご意見をいただきながら、市民の皆さんがこういう大綱を作っていた

だいてよかった、また、こういう対応をしていただけてよかったと評価していただけるようにこれからも努力していきたいと考えておりますので、なお一層のご指導のほどよろしく申し上げます。

これをもちまして、第1回黒石市総合教育会議を終了させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

閉会 午後2時6分

◇署名

黒石市総合教育会議運営要綱第7条第3項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月27日

黒石市長 _____ (高 樋 憲)

黒石市教育委員会委員 _____ (宇 野 元 雄)